相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市猿橋町猿橋一五四三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　杉本　欽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
山梨県都留市つる一丁目一番一号大国屋ビル二階富士の風総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉内　信崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中丸子一五六五番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　飯塚三千雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
事務所長野県諏訪市沖田町四番地二五　沖田Mビル一階　トリニティ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市西区雄踏町宇布見五三三〇番地二、最後の住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見五三三〇番地の二
被相続人　亡　和久田時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
事務所静岡県浜松市西区入野町一四一九一番地の一
相続財産管理人　司法書士　小楠　展央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区日佐三丁目三八番、最後の住所福岡県春日市上白水六丁目五五番地トーレグランデ四〇二号
被相続人　亡　二見　健記

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
事務所愛知県一宮市本町四丁目一―五マルヤスビル二〇一号　古田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古田　敏章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区勝山南二丁目四三二番地、最後の住所大阪市天王寺区勝山四丁目一一番一―一〇〇二号
被相続人　亡　谷口　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階
相続財産管理人　酒井　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市西木辻町三一番地七、最後の住所奈良市西木辻町三一番地の七　グランドメゾン奈良二〇二号　被相続人　亡　山田　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階
相続財産管理人　瀧口　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県豊田郡大崎上島町沖浦九〇番地二、最後の住所広島県東広島市高屋町造賀七〇八番地　被相続人　亡　河野　則保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
事務所広島市西区中広町三丁目二四番一一―一〇三号
相続財産管理人　司法書士　瀬戸　将典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県嘉麻市岩崎一二六七番地、最後の住所福岡県嘉麻市漆生一二七〇番地二五稲築ゆめが丘漆生団地九号
被相続人　亡　田篭スミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
福岡県飯塚市新立岩四―四クレイン3ビル四〇二号室森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区桧原四丁目五番三―五〇一号
福岡市南区桧原四丁目五番、最後の住所
被相続人　亡　寺床　祐介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
事務所福岡市中央区大名二丁目四番二二号新日本ビル五階
相続財産管理人　司法書士　安藤　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市本野村大字中本明湯野尾名一五六四番地、最後の住所不明（登記記録上の住所諫早市大字中本明湯野尾名一五六四番地）
被相続人　亡　**藤**原キヨ（登記記録上の氏名藤原キヨ）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日
事務所長崎県諫早市幸町七番二七号明日香ビル二階　相続財産管理人　牟田　伊宏

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年三月三十一日
一　墳墓等所在地　横須賀市佐野町二―四五―一　横須賀市佐野町二―四六―一
一　墳墓等の名称　妙栄寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　いずれも本籍不詳　佐藤家、高山家、小川家、奥村家、笠原家、鈴木家、川島家、佐藤家、野村家、針灸家、梅之市家、内海家、高張家、原家、増田家、飯泉家、湯目家、森家、朝生家、角井家、中込家、松沢家、その他不詳
一　改葬を行おうとする者　横須賀市佐野町二―四四　宗教法人妙栄寺　代表役員　鴻池泰元

尚、該当の墳墓には公告板を設置してあります。

無縁墳墓等改葬公告

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年三月三十一日
一　墳墓等所在地　富山県射水市黒河三〇八一
一　墳墓等の名称　西養寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　六十六基
一　改葬を行おうとする者　富山県射水市黒河三〇八一　宗教法人西養寺　住職　伊藤　曙覧

残余財産分配金の供託に関するお知らせ

当投資法人は、各投資主に対して平成二十九年二月二十八日迄に残余財産分配金の支払いを行いましたが、支払先不明・連絡先不明もしくは受取拒否の投資主に帰属する残余財産分配金は、個人投資主につきましては登録されている住所、法人投資主は商業登記簿に記載の住所を管轄する法務局に供託しましたことをお知らせ致します。

なお、当投資法人は既に清算結了致しましたので、供託金の払渡請求権をお持ちの方は、法務局のホームページ等を参考の上、必要な手続きをとっていただきますようお願い致します。

平成二十九年三月三十一日
東京都千代田区神田多町二―二―二二　ジェイ不動産証券投資法人
清算執行人　髙橋豊三郎